

熊本県公報

第 1 1 5 4 9 号
平成 19 年 5 月 16 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 「介護サービス情報の公表」に係る指定調査員養成研修機関の指定 (高齢者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定 (障害者支援総室) 1
- 木材業者の登録 (林業振興課) 2
- 木材業者の書き換え (") 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害者支援総室) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (男女共同参画・パートナーシップ推進課) 3
- " (") 3
- " (") 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見 (商工政策課) 4
- " (") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 (") 4
- " (") 5
- " (") 5
- " (") 6
- " (") 6
- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (男女共同参画・パートナーシップ推進課) 7
- くまもとユニバーサルデザイン総合サイトの管理・運營業務の委託 (企画課特定政策推進室) 7
- 県営東豊永地区 (第 1 工区) 地域開発関連整備事業に関する換地計画書 (農村整備課) 9
- 県営東豊永地区 (第 2 工区) 地域開発関連整備事業に関する換地計画書 (") 9
- 平成 19 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託 (廃棄物対策課) 9
- 平成 19 年度地籍調査事業に関する計画 (農村整備課) 11

登 載 依 頼

- 熊本県国民保護協議会の開催 (危機管理・防災消防総室) 12
- 熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の開催 (") 13

告 示

熊本県告示第 449 号

介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号) 第 37 条の 7 第 1 項の規定により、指定調査員養成研修機関として次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	住 所	調査員養成研修事務を行う 事務所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	熊本県熊本市南千反畑町 3 番 7 号	熊本県熊本市南千反畑町 3 番 7 号	平成 19 年 5 月 7 日

熊本県告示第 450 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
やまなみ福祉工場 阿蘇郡産山村大利 657 番地 5	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3 福田 金晴	平成 19 年 5 月 1 日	4311320024	就労継続支援 (A 型)
就労支援センター ジョイ ナスコーヒー 熊本市兎谷二丁目 3 番 20 号	特定非営利活動法人 まちく らネットワーク熊本 熊本市兎谷二丁目 3 番 20 号 中川 勝則	平成 19 年 6 月 1 日	4310100484	就労継続支援 (A 型)
共同生活介護事業所 ぴあ ハウス 山鹿市津留 2001-1	社会福祉法人 愛隣園 山鹿市津留 1910 番地の 1 三浦 牧子	平成 19 年 5 月 7 日	4320500038	共同生活介護
株式会社クリスタル介護セ ンター神水サービスセン ター 熊本市神水一丁目 3-13	株式会社 クリスタル介護セ ンター 東京都中野区弥生町五丁目 20 番 7 号 森 薫	平成 19 年 5 月 1 日	4312400122	居宅介護

熊本県告示第 451 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号 （ 摘 要 ）	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名）	業 態	主な取扱材
平成 19 年 4 月 9 日 A10431（新規）	球磨郡山江村大字山田乙 1235-1 株式会社緑森 松本英一	素材生産 木材卸売 木材小売 木材売買	素材

熊本県告示第 452 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書き換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者 氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 4 月 9 日 A10140	人吉市西間上町 2495 松本産業有限会社 松本英一	人吉市西間上町 2495 松本産業株式会社 松本道隆	法人名及び代表 者の変更

熊本県告示第 453 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医	開設者の名称及び所在地	指定年月日

療) の名称及び所在地		
うさぎ薬局 田崎店 熊本市田崎本町 2-5	有限会社 七草堂 熊本市黒髪四丁目 363-2	平成 19 年 5 月 1 日
水上薬局 球磨郡水上村岩野 2621-1	有限会社 犬童薬局 球磨郡湯前町下里 952-8	平成 19 年 5 月 1 日

公 告

熊本県公告第 428 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 4 月 28 日
- 2 名称
特定非営利活動法人シートラスト
- 3 代表者の氏名
嶋田 昭仁
- 4 主たる事務所の所在地
上天草市大矢野町上 1559 番地 4
- 5 定款に記載された目的
この法人は海の環境保全のために、海の保護・清掃活動と藻場の保護・育成活動や環境啓蒙・講演活動などを通じて、地域環境を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

熊本県公告第 429 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 5 月 5 日
- 2 名称
特定非営利活動法人山都町よい映画を観る会
- 3 代表者の氏名
後藤 孝徳
- 4 主たる事務所の所在地
上益城郡山都町浜町 144 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、映画上映を初めとする文化事業の開催等を通して、町民の生活文化・芸術に対する意識の向上と定着を図ると共に、広く内外の関連する組織・団体とのネットワークを構築し、明るく豊かで楽しい社会生活を実現することを目的とする。

熊本県公告第 430 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 5 月 5 日
- 2 名称
NPO 法人だれにも音楽祭
- 3 代表者の氏名
山下 謙之介
- 4 主たる事務所の所在地
上益城郡益城町大字福富 822 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、音楽を通して表現活動をしようというものに対し、すぐれた練習環境を確保し、だれもが参加でき、自由に発表できる場である「だれにも音楽祭」に関する事業を行う。音楽という人間の表現する力が、その人自身の心を解放するばかりでなく、

他者との関係をいっそう良くするものであることを深く認識して、音楽による表現活動を盛んにする運動により、この閉塞感の漂う社会から、より開かれた社会の醸成に寄与することを目的とする。当面、益城町文化会館というすぐれた音楽ホールを、特定の団体や組織に属していなくても、気軽に利用する道を開き、また、出演者自身がお金を出し合っ、音楽祭を開催することで、自由でリラックスした表現の場を、確保してゆくものとする。

熊本県公告第 431 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 12 月 13 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HI ヒロセ 渡鹿店
熊本市渡鹿一丁目 905 番 1
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 5 月 16 日から平成 19 年 6 月 16 日まで

熊本県公告第 432 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 11 月 29 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により宇城市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ宇城店
宇城市小川町住吉 261-1 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 19 年 5 月 16 日から平成 19 年 6 月 16 日まで

熊本県公告第 433 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ニコニコ堂 帶山店（熊本市三郎一丁目 1-3）
 - (2) ニコニコ堂 楠店（熊本市龍田八丁目 15-75）
 - (3) ニコニコ堂 日吉店（熊本市日吉一丁目 8-21）
 - (4) ニコニコ堂 八代店（八代市本野町字西道善寺 2301-1）
 - (5) ニコニコ堂 横手店（八代市横手町源代 1152）
 - (6) ニコニコ堂 人吉店（人吉市上薩摩瀬町園田 880）
 - (7) ニコニコ堂 東山鹿店（山鹿市古閑十三部 1006-5）
 - (8) ニコニコ堂 山鹿店（山鹿市熊入町字西田 172-1）
 - (9) ニコニコ堂 牛深店（天草市牛深町大池田 1545-5）
 - (10) ニコニコ堂 松島店（上天草市松島町合津 7915-21）
 - (11) ニコニコ堂 三角店（宇城市三角町三角浦 1159-127）
 - (12) ニコニコ堂 多良木店（球磨郡多良木町大字多良木 1385-2）
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社ゆうあいマート）の住所
変更前 熊本市南熊本一丁目 9 番 27 号
変更後 熊本市上南部二丁目 2 番 2 号
- 3 変更の年月日
平成 19 年 3 月 5 日
- 4 変更する理由

- 本社移転に伴う住所変更のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 4 月 20 日
 - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - ア ニコニコ堂 帶山店、楠店、日吉店
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - イ ニコニコ堂 八代店、横手店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 - ウ ニコニコ堂 人吉店、多良木店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
 - エ ニコニコ堂 東山鹿店、山鹿店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
 - オ ニコニコ堂 牛深店、松島店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
 - カ ニコニコ堂 三角店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成 19 年 5 月 16 日から平成 19 年 9 月 16 日まで

熊本県公告第 434 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ニコニコ堂 帶山店（熊本市三郎一丁目 1-3）
 - (2) ニコニコ堂 日吉店（熊本市日吉一丁目 8-21）
 - (3) ニコニコ堂 八代店（八代市本野町字西道善寺 2301-1）
 - (4) ニコニコ堂 横手店（八代市横手町源代 1152）
 - (5) ニコニコ堂 東山鹿店（山鹿市古閑十三部 1006-5）
 - (6) ニコニコ堂 山鹿店（山鹿市熊入町字西田 172-1）
 - (7) ニコニコ堂 牛深店（天草市牛深町大池田 1545-5）
 - (8) ニコニコ堂 松島店（上天草市松島町合津 7915-21）
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 15 年 10 月 1 日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の届出をした者の氏名又は名称及び住所

承継前	株式会社ニコニコ堂	
	代表取締役 河喜多 熊男	熊本市南熊本一丁目 9 番 27 号
承継後	株式会社ゆうあいマート	
	代表取締役 下敷領 透	熊本市上南部二丁目 2 番 2 号
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
資産譲渡のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
 - (1) 1,474 平方メートル
 - (2) 1,257 平方メートル
 - (3) 4,170 平方メートル
 - (4) 6,712 平方メートル
 - (5) 6,615 平方メートル
 - (6) 1,201 平方メートル
 - (7) 2,627 平方メートル
 - (8) 6,221 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県公告第 435 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂 楠店
熊本市龍田八丁目 15 番 75
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 19 年 2 月 25 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

- 氏名
- 承継前 (1) 有限会社マルイチ
代表取締役 清水 龍市 熊本市龍田七丁目 19 番 1 号
- (2) 有限会社田中商事
代表取締役 田中 勇輝 熊本市龍田七丁目 15 番 18 号
- (3) 株式会社ニコニコ堂
代表取締役 河喜多 熊男 熊本市南熊本一丁目 9 番 27 号
- 承継後 (1) 有限会社マルイチ
代表取締役 清水 龍市 熊本市龍田七丁目 19 番 1 号
- (2) 有限会社田中商事
代表取締役 田中 勇輝 熊本市龍田七丁目 15 番 18 号
- (3) 株式会社ゆめタウン熊本
代表取締役 真下 梅夫 熊本市田井島一丁目 2 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
吸収合併のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
1,474 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県公告第 436 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂三角店
宇城市三角町三角浦 1159-127
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 19 年 2 月 25 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 承継前 株式会社ニコニコ堂
代表取締役 河喜多 熊男 熊本市南熊本一丁目 9 番 27 号
- 承継後 株式会社ゆめタウン熊本
代表取締役 真下 梅夫 熊本市田井島一丁目 2 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
吸収合併のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
1,421 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県公告第 437 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂人吉店
人吉市上薩摩瀬町園田 880
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 19 年 2 月 20 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 承継前 株式会社西日本エージェンシー
代表取締役 安達 弘美 熊本市津浦町 12 番 60 号
- 承継後 株式会社ゆうあいマート
代表取締役 下敷領 透 熊本市上南部二丁目 2 番 2 号
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
建物買収のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
6,544 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 4 月 20 日

熊本県公告第 438 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 4 月 27 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ぼくの家
- 3 代表者の氏名
小林 世以子
- 4 主たる事務所の所在地
人吉市上薩摩瀬町船戸 364 番地 2
- 5 定款に記載された目的
この法人は福祉サービスをはじめ、社会のあらゆる分野の公益に寄与する団体の事業に対し、公正・公平な立場から評価を行い、その情報を開示することによって、公益事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 439 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
くまもとユニバーサルデザイン総合サイトの管理・運營業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 6 月 11 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は委託内容総額で行います。
（「入札書作成見本」参照）
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用します。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格（情報処理業務）を有すると決定された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 18 年 7 月に特定非営利活動法人熊本県次世代情報通信推進機構（NEXT 熊本）で策定された「くまもとウェブアクセシビリティガイドライン（県内インターネット情報発信サイトのウェブアクセシビリティガイドライン共通指針）」を遵守し、別途示す「アクセシビリティ対応方針」に対応する。（別記第 1 号様式）
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書（別記第 1 号様式）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 5 月 16 日（水）から平成 19 年 5 月 28 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室（県庁行政棟本館 6 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2015
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 5 月 16 日（水）から平成 19 年 6 月 1 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 6 月 4 日（月）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 10 階 1001 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 6 月 1 日（金）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限

- ウ 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 440 号

県営東豊永地区（第 1 工区）地域開発関連整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 5 月 17 日から
平成 19 年 6 月 13 日まで
- 2 縦覧の場所 南関町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 441 号

県営東豊永地区（第 2 工区）地域開発関連整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 5 月 17 日から
平成 19 年 6 月 13 日まで
- 2 縦覧の場所 南関町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 442 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務委託の名称
平成 19 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 30 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

- び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。ただし、組合等で参加する場合は、当該組合を構成する法人で参加することはできない。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 522 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、営業種目で「警備」の項目中、取扱種目が「人的警備」の資格を有する者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- (4) 過去 3 年間に於いて、本県及び本県出先機関、国及び他の地方公共団体の施設等の人的警備実績を有すること。
- (5) 車両、赤外線カメラ、携帯電話、無線機及び双眼鏡をそれぞれ 8 台以上保有し、又は確保できること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 5 月 16 日（水）から平成 19 年 5 月 23 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2278（ダイヤルイン）
- 5 競争入札参加資格確認申請書の提出について
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 5 月 16 日（水）から平成 19 年 5 月 25 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 申請書の配布及び提出先
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 5 月 16 日（水）から平成 19 年 5 月 25 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 5 月 31 日（木） 午後 1 時 30 分
イ 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下 1 階）

- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定する。
 - (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 443 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 5 項の規定により、平成 19 年度の地籍調査事業に関する計画を次のように公告する。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
熊本市	戸島一丁目、戸島六丁目、戸島七丁目及び戸島町の各一部	平成 19 年 5 月 1 日から
八代市	郡築 11 番町、郡築 12 番町、古閑浜町、坂本町中谷い、坂本町	平成 20 年 3 月 31 日まで

	坂本、坂本町鮎帰い、坂本町鮎帰ろ、坂本町鮎帰は、坂本町鮎帰に、鏡町鏡、鏡町鏡村、鏡町内田、鏡町下村、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに郡築 8 番町、郡築 9 番町及び郡築 10 番町の全部
水俣市	長崎、湯出、石坂川、葛渡及び久木野の各一部
山鹿市	菊鹿町上内田、矢谷、山内及び相良の各一部
菊池市	隈府、四町分及び旭志麓の各一部
宇土市	長浜町、上網田町及び下網田町の各一部
上天草市	大矢野町維和の一部
宇城市	三角町波多の一部
阿蘇市	波野大字滝水及び赤仁田の各一部
天草市	魚貫町、二浦町及び牛深町の各一部
植木町	大字平原、米塚、色出、正清及び豊岡の各一部並びに舟島、伊知防及び鈴麦の全部
南小国町	大字中原の一部
小国町	大字宮原の一部
産山村	大字産山及び大利の各一部
高森町	大字野尻及び中の各一部
西原村	大字河原の一部
御船町	大字高木、滝川及び木倉の各一部
益城町	大字田原、寺中及び上陳の各一部
山都町	畑、城原及び高月の各一部並びに田吉、下川井野、野尻、長原、安方、高畑、高辻及び下山の全部
氷川町	島地、新田、野津及び高塚の各一部並びに鹿島及び河原の全部
芦北町	大字告、天月、白木、白石及び簸瀬の各一部
多良木町	大字槻木及び多良木の各一部
水上村	大字湯山の一部
五木村	大字甲、乙及び丙の各一部
山江村	大字山田の一部
球磨村	大字渡甲及び渡乙の各一部

登載依頼

熊本県国民保護協議会公告第 1 号

熊本県国民保護協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県国民保護協議会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 19 年 5 月 23 日（水）
午前 11 時から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
報告事項（1）熊本県国民保護計画の変更について
（2）平成 18 年度施策の実施状況について
（3）平成 19 年度施策の実施予定について
- 4 傍聴人の定員
20 人
- 5 傍聴手続き
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県総務部危機管理・防災消防総室
 (電話 096-333-2112)

熊本県防災会議公告第 1 号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第 1 号

熊本県水防協議会公告第 1 号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 5 月 16 日

熊本県防災会議会長	潮	谷	義	子
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長	潮	谷	義	子
熊本県水防協議会会長	潮	谷	義	子

- 1 開催日時
平成 19 年 5 月 23 日 (水)
午前 10 時から

- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室

- 3 内容
 審議事項 (1) 熊本県地域防災計画修正案について
 (2) 熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 (3) 熊本県水防計画修正案について
 報告事項 (1) 防災関係機関の防災関連事業等の取り組みについて
 (2) 被災地のライフライン確保共同訓練について
 平成 19 年度の梅雨期の見通しについて

- 4 傍聴人の定員
20 人

- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県防災会議事務局 (熊本県総務部危機管理・防災消防総室)
 (電話 096-333-2115)

